

東日本大震災対策本部会議 資 料

平成23年5月10日(火)11:00～

項目

- 東日本大震災影響対策 TOTTORIリバイバルプラン
- 鳥取県における事業継続(BCP)戦略の構築
- 原子力発電所に係る状況
- 関西広域連合の活動
- 被災地への支援の対応状況

東日本大震災影響対策 TOTTORI リバイバルプラン

| リバージョンプラン (県内事業者向け対策) | | フレンドシッププラン (被災事業者向け対策) | |
|--|--|-------------------------------|--|
| 中小企業 観光 農林水 | リバージョンプラン1 ◎県内中小企業の雇用維持を支援します ◎県内中小企業の資金繰り支援を強化します ◎県内中小企業の事業継続を支援します ◎ワンストップ相談窓口を設置し、県内企業の取引マッチングを支援します ◎県内出荷製品・商品の放射能検査体制を整えます | 中小企業 農林水 | フレンドシッププラン1 ◎ワンストップ相談窓口を設置し、被災地企業に対するトータル支援体制を構築します ◎被災地企業への生産活動の場提供を支援します ◎被災企業のほか、リスク分散を図る県外企業を支援します |
| | リバージョンプラン2 ◎県内への誘客体制を強化します(国内・国際観光) | | フレンドシッププラン2 ◎被災された農林水産漁業者の県内受入を支援します |
| | リバージョンプラン3 ◎被災地の木材需要増加へ貢献します ◎被災地・首部圏への水産物流通を支援します | | |

みんなでがんばりや!!

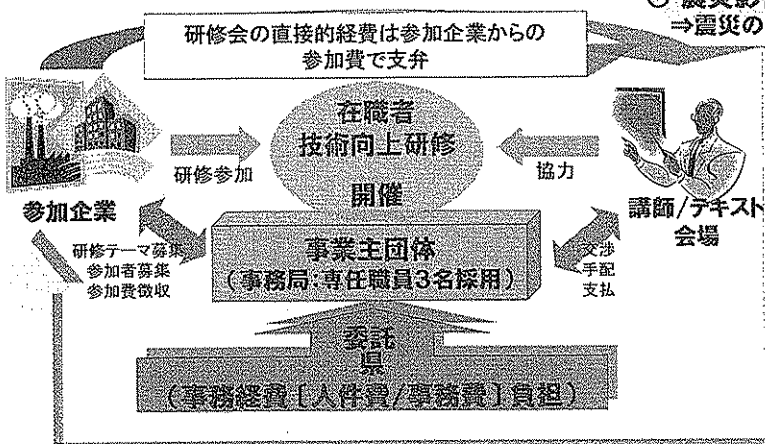
鳥取の地から日本の復興に貢献!!

リバージョンプラン1 県内中小企業の雇用維持を支援

県内事業者向け

◇ 雇用調整のため、労働時間の短縮や一時帰休を行っている企業等が、在職者のキャリアアップのために共同で行う研修事業を支援します。

企業共同研修事業 (イメージ)



- 平成21年度から東部地区において実施中。
- 震災影響を踏まえ、他地域での実施(拡充)を検討
→ 震災の影響が大きい観光業界等が事業の実施を検討中。

- 【委託先】**
事業主団体 (3団体)
※ 東部地区: 協同組合千代金属センター
- 【研修計画】**
- ・ 毎週4回程度、6時間以上 (研修内容で変動)
 - ・ 参加者20人/回程度
 - ・ 研修分野
MC加工技術、フライス盤加工技術等訓練、OA事務処理等の総務関係 など
 - ・ 外部講師や関係企業従業員を講師として活用
- 【実施方法】**
緊急雇用基金を活用し、事業主団体に離職者3人雇用し事務局設置 (講師謝金、研修参加費は、参加企業から徴収)

■ 企業に対しては、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」から教育訓練費を支給

支給額 (一人1日あたり) 雇用調整助成金 ⇒ 事業所外訓練: 4,000円、事業所内訓練: 2,000円
中小企業緊急雇用安定助成金 ⇒ 事業所外訓練: 6,000円、事業所内訓練: 3,000円

県内中小企業の資金繰り支援を強化

5月下旬より運用開始

県内事業者向け

① 震災影響の拡がりに対する地震対策資金の要件緩和(取引要件及び売上要件)

- A)取引安定化対策資金「地震対策枠」(限度額:1億円 期間:10年(据置3年) 利率:年1.43%)
- B)企業資金繰り対策特別融資「特別利率」(小口融資、小規模融資、経営安定借換、旧制度融資借換)
 - 取引要件:「直接又は間接の取引規模20%以上」⇒「直接又は間接の取引があること」
 - 売上要件:10%以上減 ⇒ 5%以上減(前年比較、「最近1か月」及び「その後2ヶ月の見込み」)

② 震災対策関連資金の別枠化(新たな保証制度を活用して限度額を拡大)

「東日本大震災復興緊急保証」の新設に伴い、当該保証制度の要件に該当する中小企業を対象に限度額を拡充。

●取引安定化対策資金(地震対策枠)

<融資条件>
限度額:1億円 期間:10年(据置3年) 利率:年1.43%【80%保証】
<対象要件>
被災者と取引があり、最近1月及びその後2月売上高前年比5%以上減

+
(別枠)

●取引安定化対策資金(地震対策枠(要件追加))

<融資条件>
限度額:1億円 期間:10年(据置2年) 利率:年1.43%【100%保証】
<対象要件>
被災者と取引があり、震災後3月の売上高前年比10%以上減

+
(別枠)

●経営活力強化資金(セーフティネット保証貸付)

<融資条件>
限度額:8千万円 期間:10年(据置3年) 利率:年1.43%【100%保証】
<対象要件>
最近3月売上高前年比5%以上減

●経営活力強化資金(地震対策枠(新設))

<融資条件>
限度額:8千万円 期間:10年(据置2年) 利率:年1.43%【100%保証】
<対象要件>
被災者と取引があり、震災後3月の売上高前年比10%以上減
風評被害等により、震災後3月の売上高前年比15%以上減

「一般保証」又は「セーフティネット保証」対応

(新)東日本大震災復興緊急保証対応

③ 中小零細事業者の資金繰り緩和のための償還期間の延長(H23年度末まで)

小口融資、小規模融資の償還据置き期間等の延長[対象要件は要件緩和後の①に同じ。]
[運転資金] 償還期間 5年(据置6月)以内 ⇒ 6年(据置1年)以内

県内中小企業の事業継続を支援

県内事業者向け

*県内中小企業の事業継続支援に向け、「東日本大震災・特別相談体制」を整備

① 県の関係機関に特別相談窓口を設置

東日本大震災によって売上減少など、経営に影響が生じている中小企業の経営相談に対応するため相談窓口を設置。

⇒ 経済通商総室及び各総合事務所

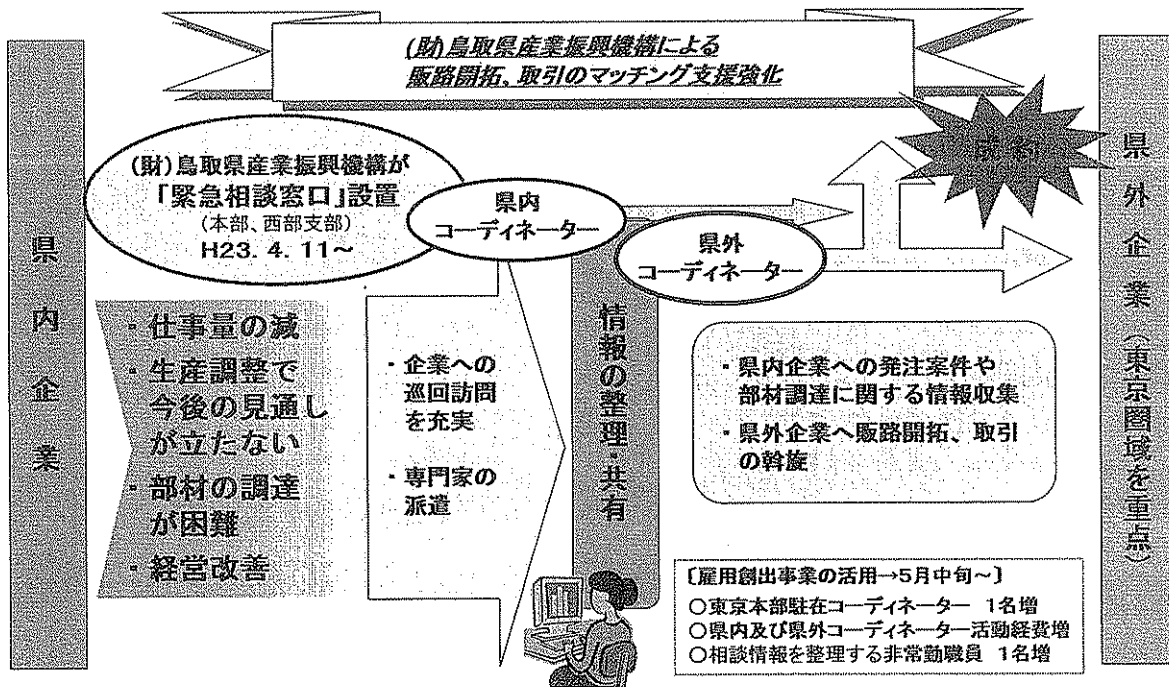
② 緊急支援チームによる支援の実施

◆経営相談の結果、緊急な支援が必要と判断される中小企業については、金融機関、商工団体、信用保証協会、産業支援機関など、関係する機関同士が連携して緊急支援チームを編成して、実効性のある支援を検討。

⇒ 特別相談窓口の対応、緊急支援チームの編成など専任の非常勤職員を配置。

II/バージョンアップ
影響を受けた企業等の取引マッチングを支援

県内事業者向け



(財)鳥取県産業振興機構のコーディネーター (県内6名、東京・名古屋・大阪各1名)

II/バージョンアップ
県内出荷製品・製品の放射能検査体制を整備

県内事業者向け

要旨: 風評被害による物流の停滞を防ぎ、貿易の円滑化を図ります

- ① 工業製品の放射性表面汚染を測定し、測定結果報告書を発行
- ② 食品及び飼料は鳥取県において証明書(産地証明、日付証明)を発行し、放射線測定は国内の分析機関を紹介

① 県内工業製品

県内企業の製造した工業製品の出荷に際して放射線汚染の信頼性を求められた場合、県が所有する放射線測定器を活用し、県産業技術センターにおいて放射性表面汚染を測定し、放射線量測定結果報告書を発行。(開始時期: 5/20~)

- ・測定機関: (地独)鳥取県産業技術センター
- ・対象品: 県内企業の工業製品(表面汚染)
- ・測定方法: サーベイメータによる測定
- ・報告書内容: 放射線量測定結果

(参考)県内における民間検査機関
名称: 一般社団法人 全日検
中国支部 境港事務所
住所: 境港市外江町3698境港木村会館内

② 食品及び飼料

食品及び飼料について、日本の管轄当局が発行する証明書が求められるケースにおいて、鳥取県において証明書(産地証明、日付証明)を発行(実施中)

放射線測定は国内の分析機関を紹介

- ・担当部署: 県市場開拓局市場開拓課
- ・対象品: 水産物以外の食品等(※水産物は水産庁が実施)
- ・対象輸出先: EU、シンガポール、韓国
- ※現時点で日本政府との間で証明書発行条件等について協議が整っているのは3カ国のみ。今後、日本政府と輸出先国との間で協議が整った国から県において証明書を発行予定
- ・証明内容: 産地証明、日付証明

費用の軽減

1. 検査費用
国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線検査の検査料について一定額を補助(経産産業五補助金「貿易円滑化事業費補助金」)(国・次補正)



- ・補助率: 中小企業 9/10 (左記以外 1/2)
- ・上限: 10万円(1パッケージ当たり)

2. 貿易保険
(独)日本貿易保険(NEXI)
我が国からの貨物が「放射能汚染」されているとの風評被害を受けて、貨物の仕向国又は事業が行われる国において輸入の制限、禁止等が行われたことにより、輸出者に損失が生じた場合には、(独)日本貿易保険(NEXI)による貿易保険の填補対象となることがあります。

1. 「鳥取発！がんばろう日本！」プレゼントキャンペーン

大型連休中に鳥取県内の宿泊施設に宿泊される方(先着15,000人)で、「鳥取発！がんばろう日本！」と予約時に申し出ていただいた方に、もれなく鬼太郎グッズ、トリピーグッズをプレゼントするキャンペーンを実施。

- (1)主催 鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、鳥取県
- (2)対象期間 4月29日(金)～5月8日(日)
- (3)対象 対象期間内に鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合の会員施設に予約・宿泊をされる方

2. 「鳥取発！がんばろう日本！」ワンコインキャンペーン

宿泊サイト「じゃらんnet」(会員数900万人)、「楽天トラベル」(会員数1,300万人)から、鳥取県の対象宿泊施設の特定プランを予約申込みいただくと、先着10,000名に500円分の館内施設の無料利用券がもらえるキャンペーンを実施。

- (1)主催 鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、鳥取県
- (2)対象期間 5月9日(月)～7月15日(金)の宿泊
- (3)対象 上記宿泊サイトから、キャンペーン対象プランにて宿泊予約された方

3. 鳥取県民感謝キャンペーン(※考:鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合自主事業)

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合の会員宿泊施設による鳥取県在住者を対象とした特別キャンペーン。同キャンペーンの対象となる宿泊施設の特定プランを、直接電話にて予約申込みいただくと500円または1,000円の館内施設の無料利用券をプレゼント。

- (1)主催 鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合
- (2)対象期間 6月1日(水)～7月15日(金)
- (3)対象者 鳥取県在住者



4. 各種広報

- ① 新聞広告等による鳥取県観光PR
大型連休に向け関西・山陽・四国などをターゲットとして県外マスコミで情報発信。
- ② メールマガジン等のネットワークを活用したPR
メールマガジン、県観光ニュースの配信網を活用し、春期観光情報を発信。
- ③ 「じゃらん」「楽天」Webを活用した緊急誘客宣伝活動
大型連休に合わせ個人旅行者が利用する宿泊サイト「じゃらん」「楽天トラベル」にてWEBでの誘客宣伝、会員等へのメール送信にて観光情報を提供。

5. その他

- ① 雑誌メディアおよびマスコミキャラバンによる鳥取県観光PR
「温泉」「健康」「治療」など、癒しやリフレッシュをテーマとして鳥取県の観光PRに結びつくような専門雑誌とのタイアップ企画を積極的に推進するとともに、関西・四国圏を中心に、マスコミキャラバンを派遣予定。
- ② 体験型教育旅行の誘致活動強化
関東方面以東への教育旅行について、行き先等変更が生じていることから、鳥取県観光連盟を中心として同旅行に対する県内誘致活動を強化。
- ③ 旅行会社と連携した商品造成支援
鳥取県へ観光客を送客する旅行商品を企画し、販売促進活動や販売を行う旅行会社に対し、その経費の一部を助成するなど、旅行商品の造成を支援。
- ④ 鳥取県職員への県内宿泊施設等の積極的利用の働きかけ
今年度、大幅に充実した職員互助会の福利厚生事業を活用し、県内の観光地、宿泊施設などでの積極的な消費活動を要請。(職員互助会通知・県庁電子掲示板)

IIバージョンプラン2 県内への誘客対策を強化(国際観光)

県内事業者向け

震災発生後に大きく落ち込んだインバウンド利用の回復を図るため、主要な交通インフラである米子ソウル便及び環日本海貨客船航路をアウトバウンドの利用促進により下支えし、状況を見ながら機敏にインバウンド対策を展開していく。

アウトバウンド対策



米子ソウル便利用のグループ旅行支援の拡充
【実施主体：山陰国際観光協議会】

- ・対象期間：平成23年4月11日～5月31日
- ・支援額（往復利用の場合）

| | 4人以上 | 8人以上 | 13人以上 | 25人以上 | 50人以上 |
|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 通常支援額 | 1万円 | 2万円 | 5万円 | 10万円 | 15万円 |
| 特別支援額 | 2万円 | 4万円 | 10万円 | 20万円 | 30万円 |

米子ソウル便と環日本海貨客船を同時に片道ずつ利用する場合は半額支援
→ 米子ソウル便往復利用の場合と同額支援

（注）米子ソウル便片道利用の場合は半額。

- <参考>米子ソウル便と環日本海貨客船の複合商品の集客状況
- ・期間：平成23年4月9日（土）～5月17日（火）
 - ・回数：6回（金曜日出発、火曜日到着）
 - ・利用（予約）状況：延べ180人（定員に達し受付終了）

米子鬼太郎空港～鳥取駅、倉吉駅（はわい温泉、三朝温泉経由）の
リムジンバス利用者への支援【実施主体：山陰国際観光協議会】
→ バス料金の半額支援（平成23年4月1日～）

※米子ソウル便・環日本海貨客船の利用実績・予約状況

- ・米子ソウル便の搭乗率・予約率【前年同月実績・同期予約】
4月実績：45.8%[67.7%]
5月予約（5/6現在）：50.4%[55.3%]
 - ・環日本海貨客船（境港～東海）乗客人数・予約人数【前年同月実績】
4月実績：1,059人(1便当たり106人)[2,048(114)]
5月予約（5/6現在）：1,017人(1便当たり254人)[1,463人(91)]
- （注）5/20、21、27、28は定期点検のため欠便

インバウンド対策



■3月～5月

- ・安心・安全な鳥取県PR
→ 韓国旅行会社への公文書による情報提供（3月30日付）
韓国ブログによる情報発信（4月1日スタート）
韓国世界旅行新聞への記事掲載（5月2日付）

■5月16日～28日

- ・台湾八大テレビ局の取材受入（6名）
- ・取材先：鳥取砂丘、白兎海岸、岩美町（ボンネットバス試乗体験など）、三朝温泉、水木しげる記念館など
- ・放送日：状況を見て決定

■5月20日～22日

- ・韓国最大手旅行社ハナツアー旅行博覧会への参加
- ・場 所：韓国京畿道イルサン市
- ・参加者：鳥取県、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会、鳥取市、伯耆町観光協会 約25名
- ・内 容：鳥取ブース（観光パンフ・マップの配架、ポスターの掲示など）及び秋田県と共同ブースの出展（アイリス&アテナ）など
別途、観光説明会による旅行会社への安全宣言及び観光新素材のPRを併せて実施

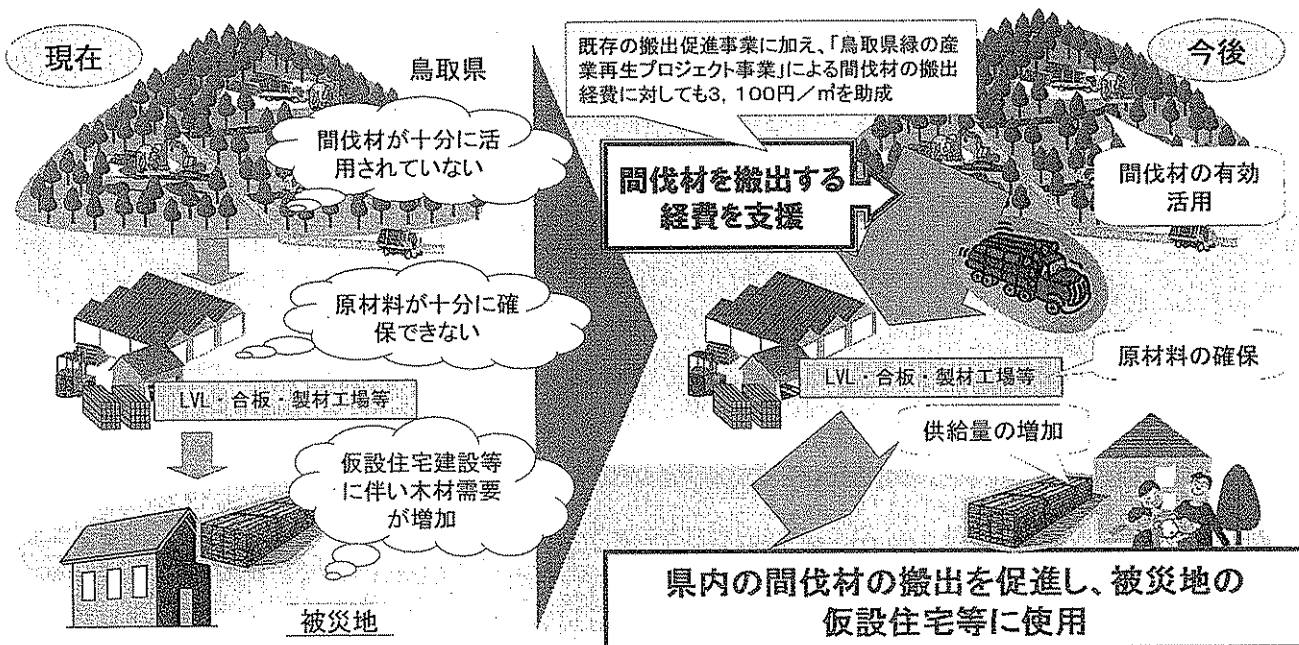
■6月以降

- ・一般大衆・旅行者向けの情報発信
- ・秋冬旅行商品及び新規旅行商品の造成及び販売促進の要請

IIバージョンプラン3 被災地の木材需要増加へ貢献

県内事業者向け

森林から間伐材を搬出できるよう支援し、木材の出材量を確保して仮設住宅等の建築用資材の需要に対応します。



被災地・首都圏への水産物流通を支援

県内事業者向け

境港から関東市場への水産物出荷量をできるだけ維持しつつ、被災地への安定的な水産物供給が可能となる新たな物流ルート構築を支援します。(5月下旬より実施予定)

【現状】

- ① 被災地は水産物の需要はある
- ② 首都圏を中心に計画停電及びそれに伴う断水等の不安により、鮮魚需要が低下。卸売市場等も販売に不安



- ・ 震災後、関東以北に水産物が流通していない現状
- ・ 安定的な水産物供給には独自物流ルートを構築

新たな支援



- ・ 県の支援: 仲買業者による特別チャーター便
- ・ 事業主体: (社)境港水産振興協会
- ※ 1回/週のチャーター便、「被災地応援境港フェア」開催経費に対して1/2補助

被災地の事業者等へ生産活動の場を提供

被災地事業者等向け

被災企業向け

被災企業の一時的な生産活動の場を提供するとともに、生産活動に係るトータル支援を行う。

- 住** 被災従業員及び家族が一時的に安心して暮らせる場を提供
- 造** 一時的な生産活動の場を斡旋及び初期支援
- 協** 生産活動に協力できる県内企業を紹介受注開拓等の支援
- 技** 生産に関する技術的なアドバイス及び支援
- 雇** 生産に必要な人材の確保・斡旋及び人材育成

県災害支援対策本部

ワンストップ相談受付窓口 産業振興総室内 (4/15~)

- 商工労働部
- 産業振興総室
- 企業立地推進室
- 経済通商総室
- 経営支援室・通商物流室
- 雇用・人材総室

- 財団法人
- 鳥取県産業振興機構

- 地方独立行政法人
- 鳥取県産業技術センター

【想定される役割】

- ① 被災企業従業員家族の住宅・生活支援の調整
- ② 被災企業従業員家族に対する学校・医療等のケア
- ③ その他生活に必要な各種支援の調整

- 鳥取県内での事業実施に係る各種支援
- ① 県内空き工場等の斡旋及び初期立ち上げ支援
※ 工場及び生産設備等の賃借料を1年分補助
機械装置の移転費用補助
従業員の住居移転費用等の半額補助
- ② 資金調達に係る支援
- ③ 人材確保・斡旋、人材育成支援
- ④ 物流に係る支援 (倉庫の情報等も含む)

- ① 生産活動に協力できる県内企業を紹介
- ② 受注開拓の支援
- ③ 経営に係る各種サポート

- ① 生産及び研究開発に係る技術的アドバイス
- ② 試験研究機器の利用による研究開発支援

鳥取県での緊急避難的な事業継続をトータルで支援

被災企業他リスク分散を図る企業向け

■第1ステップ ⇒ 震災の影響により本県へ工場等を移転・新設する企業への企業立地補助金の拡充 (実施中)
・上記移転・新設を現行の特認加算の対象とする。(補助率:5%加算、加算限度額:10億円)

■第2ステップ ⇒ 上記の他、今後の大規模地震等のリスクが高い地域から本県へ工場等を移転・新設する企業への企業立地補助金の拡充(新たな加算措置を創設(条例改正を検討))
・被災企業:10%加算、リスク分散企業:5%加算

基本的な枠組み

- 1 雇用就業型…農林漁業への就業支援（支援期間ひとまず12ヶ月、農業のみ最長3年）
- 2 自営就農型…自営就農を始められる場合の支援（営農再開に向けての支援）

被災者が受入プランから選択(4/11~)

雇用就業

自営就農

雇用可能先の求人情報を一元的に把握し、マッチング

想定される就業先

- 農業法人
- 森林組合
- 漁業経営体など

就農形態別に市町村等と農地、住居、販路、資金、技術指導等を市町村等の関係機関と協調して支援

【就業の例】

- 農業(播種、施肥、収穫等) 賃金平均14万円/月程度
- 林業(伐採、草刈り、製材等) 賃金16万円/月程度
- 漁業(揚網、選別、出荷作業等) 賃金18万円/月程度

※賃金、就業期間などの就業条件は受入法人等によって異なります

【支援制度】

- 市町村の協力を得て3年間にわたって交付金を支給します(新たに農業を始める者に限る)
- 1年目10万円/月 2年目6.5万円/月 3年目4万円/月
- 営農開始に必要な農地を確保します
- 農業機械やハウス等の取得を支援します

補助率 県1/3 市町村1/6

鳥取県版業務継続計画（BCP）の推進について

1 東日本大震災における自治体の事例と対策

○ 具体的な事例

I 職員等の被害

- ・ 首長をはじめ職員等の被災による役場機能の停止又は低下
 - ★岩手県陸前高田市で、全職員338人のうち102人、大槌町で町長のほか全職員141人のうち34名の職員が死亡又は行方不明
 - 行政機能の回復のため、陸前高田市には、H23.5.12から名古屋市32名など計51名、大槌町には、H23.5.1から岩手県5名など計18人が、約1年間の予定で派遣される。(H23.4.21現在)

対策 大規模に職員等が被害を受け、行政機能が低下した際の、国・県・市町村相互の職員派遣（応援）のルールやシステムづくり。

II 庁舎等の被害

・庁舎本体の地震・津波等による損壊

★岩手県・宮城県・福島県の少なくとも14市町村の庁舎で大きな被害

→宮城県南三陸町役場は総合体育館、岩手県陸前高田市役場は給食センター、岩手県大槌町役場は公民館に仮庁舎を設置。(H23.3.28現在)

・原子力保安委員会の避難勧告による集団移転

★福島第1原発から半径20キロ圏内の双葉郡8町村で役場機能、住民を含め県内外へ移転。(H23.4.4現在)

→双葉町役場は埼玉県へ、大熊町役場は福島県会津若松市へ移転

・電子データ(戸籍・住民基本台帳)の消失等による役場機能の停止又は低下

★住民基本台帳ネットワークの疎通不能(H23.3.17現在、1県と5県の24市町村)。戸籍データの消失(宮城県南三陸町・女川町、岩手県陸前高田市・大槌町の計38,000件)

→住基ネットのデータについては、県のバックアップデータを市町村に情報提供することで復元。

戸籍データは法務省保管副本等との照合により復元。(H23.4.26現在)

対策 庁舎の耐震等整備、庁舎機能が代替できる施設の把握、電子データ(戸籍・住基に限らず)のバックアップ体制の確保(複数化?)、食料・備品等の備蓄体制整備

2 東日本大震災における企業の事業中止による影響と対策

| 被災企業の事業中断・復旧長期化の影響 (例) | | 対策 |
|------------------------|---|--|
| 自社の事業活動停止 | 被災企業の生産停止、営業停止 (→倒産の危機) <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、半導体・電子部品メーカー等の生産停止 <ul style="list-style-type: none"> →自動車業界では、部品不足のため、海外での生産を減産、受注を中止など、外国にも影響 ・多数のホテル・旅館が施設損壊等で営業停止。 ・福島原発半径30キロ圏内の工場の操業停止。など | ◎止められない重要業務の継続及び早期復旧のための平時からの準備 (=BCP策定) (例) PCメーカーが、BCPに基づき、被災したPC工場に替わって、西日本にある自社工場生産を再開し、顧客への商品納入に対応。(4/18新聞記事より) |
| 取引先への影響拡大 | サプライチェーンを通じ全国に影響拡大 (→取引中止の危機) <ul style="list-style-type: none"> ・被災地からの半導体・電子部品の供給が停滞。 ・原材料調達難の拡大。など | |
| 従業員の失職等 | 解雇、一時帰休、賃金未払い、内定取消、採用延期 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用相談:約3万件(青森・岩手・宮城・福島)(4/28時点) ・宮城県内高卒者 内定取消約100人、採用延期500人以上(3月末時点) (※新聞報道による) | |
| 被災地での生活者への影響 | 生活関連用品等の供給ストップ <ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗の直接被害、物流停滞、インフラ停止 | ◎自社のBCP策定に加え、「災害時応援協定」等締結により、 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連用品の供給 ・避難場所等の提供 ・インフラ等の応急措置・復旧 ・廃棄物の収集・運搬・処理など |
| 被災地での復旧への影響 | 建設事業者等による復旧・復興活動への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者等の事業中止は、緊急車両の道路網確保や、インフラ復旧に支障。 | |

3 災害による事業中断事例

「新潟中越地震」による「新潟三洋電子」の例

【事業中断の状況】

半導体工場の操業を停止
 本格稼働は5ヵ月後であり、その間に、顧客を喪失
 地震前にあった5つのラインのうち復旧したのは3つのラインに限られ、本格的な再開には至らなかった。

【結果】

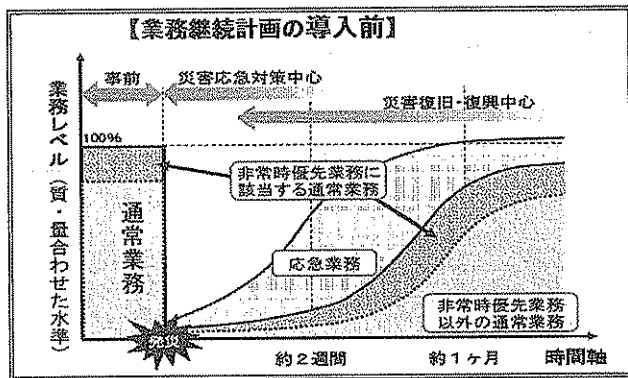
被害額：約500億円
 社員1,500人のうち退職100人、転籍100人
 500人いた請負・派遣社員は全員契約が打ち切られた。



企業の早期業務回復(復旧)が課題

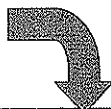
※企業が業務を回復しなければ、被災者はいつまでも被災者
 →BCP(業務継続計画)作成が被災地復興の近道であり、ポイント

4 業務継続計画(BCP)の必要性



BCPを策定すると、応急業務の早期立ち上げと業務レベルの向上が期待できる。また、業務継続の面においては、通常業務を発災前のレベルに早期に戻すことが可能となる。

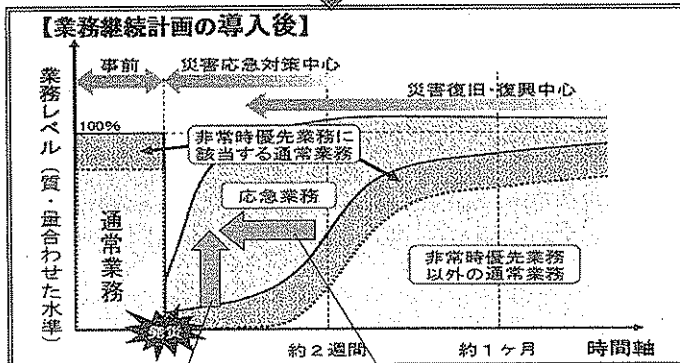
特に、企業においては、社会的責任の不履行から重要取引先(顧客)を喪失し、市場からの撤退を余儀なくされることがなくなる。



鳥取県が企業を含め、サプライチェーンへの対策、対応を取ることで、災害に強い県として認められる。

→企業進出へも期待

出典：内閣府「中央省庁業務継続ガイドライン 第1版」(一部加筆)



被災直後の業務レベルの向上

業務立ち上げの短縮

原子力発電所に係る状況

(1) 福島第一原子力発電所の現状(5月9日 6:00現在)

■1号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止→全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能
- ・12日 建屋内で水素爆発
- ・5月5日 3月の水素爆発以来、初めて作業員が原子炉建屋の中に入り作業を実施。局所排風機6台の運転を開始。
- ・5月9日 8日夜から原子炉建屋の入り口を開放し、9日午前4時20分から作業員が中に入り放射線量測定等の作業開始。

■2号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止→全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能
→原子炉冷却機能喪失(14日)
- ・15日 圧力抑制室付近で爆発し格納容器一部破損の疑い。
- ・4月2日～2号機取水口付近のピットから高濃度汚染水が海へ流出。→4月6日流出が止まったことを確認。
- ・5月1日 トレンチ立坑の閉塞作業開始

■3号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止→全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能(13日)
- ・14日 建屋内で水素爆発
- ・29日～ コンクリートポンプ車による放水(淡水)

■4号機 ⇒ 原子炉圧力容器に燃料体がない。使用済燃料プールへの淡水注入を継続

- ・原子炉は定期検査で停止中
- ・15日 建屋で爆発、出火→自然鎮火
- ・30日～ コンクリートポンプ車による放水(淡水)

■5、6号機 ⇒ 温度が下がり安定した状態(冷温停止)

- ・使用済燃料プールの水温が上昇傾向
- ・19日 6号機の非常用ディーゼル発電機が起動→5号機、6号機外部からの送電可能→冷却浄化系ポンプで核燃料プールを冷却
- ・20日 原子炉冷温停止(温度が下がり安定した状態)となる。

○高濃度の放射能汚染水の貯蔵先を確保するなどのため、低濃度汚染水を海に放出(4月4日～10日)

○4月12日 原子力安全・保安院は広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして、国際的な基準に基づく事故の評価を、これまでの「レベル5」から最も深刻な「レベル7」に引き上げることを発表

○4月17日 東京電力が福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋を発表

■住民避難の状況

- 3月12日 福島第一発電所から半径20km圏内の避難指示
福島第二発電所から半径10km圏内の避難指示
- 3月15日 福島第一発電所から半径20km～30km圏内の屋内退避指示
- 4月6日 原子力安全委員会は、1年間の積算の被曝放射線量が20ミリシーベルトを超える恐れがある場合、避難指示などの対策を取るよう政府に伝えた。
- 4月10日 政府は、福島第一原発から半径20キロ圏内について、住民の一時帰宅を実施する前提として、過去命令など強制措置が可能な警戒区域に設定する方針を固めた。
(避難生活の長期化に伴い、避難指示区域へ立ち入る人が増えたため、安全確保の面から警戒区域への指定の必要性を判断した。)
- 4月11日 政府は、福島第一原子力発電所の事故を受けて、新たに区域を設定し、区域内住民に対し避難を呼びかけることを発表した。
『計画的避難区域』…原発から半径20km以遠で、年間積算線量が20ミリシーベルトに達する恐れがある区域で、設定後概ね1ヶ月以内を目処に避難することが求められる地域。
『緊急時避難準備区域』…原発から半径20kmから30kmの区域のうち、計画的避難区域以外の区域。常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが要請され、自主的に安全な区域に避難することが引き続き求められる。
- 4月22日 ・22日0時をもって、災対法に基づき半径20キロ圏内を立入禁止とする「警戒区域」に設定
(住民の一時帰宅については半径8キロ圏内を除いて認める方針)
・9時44分に、福島原発から半径20キロから30キロ圏内に指示していた屋内避難を解除。
あわせて、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定し、当該区域内の居住者等に対する避難等について指示。

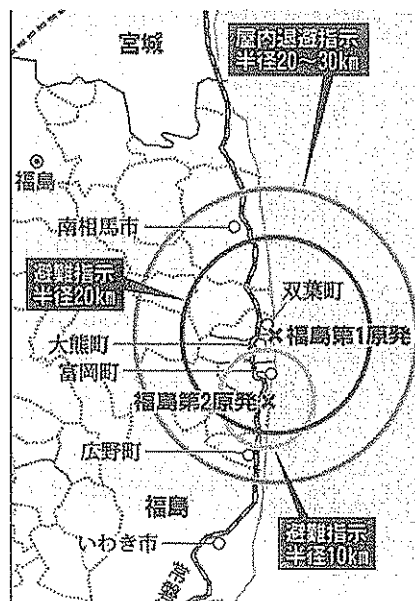
■避難による損害への「仮払補償金」の支払い

- 4月15日 国「原子力発電所事故による経済被害対応本部」の決定により、東京電力は原発事故の避難者に対し、当面の必要な資金を「仮払い補償金」として1世帯あたり100万円、単身世帯に75万円を支払うこととする。
東京電力は、対象区域の市町村と調整の上、15日以降対象者に対し避難所等で説明を行う。

(2) 浜岡原子力発電所の全面的な運転停止を要請

5月6日 菅首相は、中部電力に対し浜岡原発(静岡県御前崎市)の全面的な運転停止を求めた。東海地震の震源域の真上にあり、M8級の巨大地震が30年以内に87%の確立で起きる地域にあり、2年程度を見込まれる防潮堤建設などの津波対策の完成までの措置。

5月8日 原発停止要請は浜岡のみ(首相表明)



福島県への支援状況

文部科学大臣の要請を受け、福島県への環境モニタリング専門家等の派遣を以下のとおり行っている。

1 人員派遣

■第1陣

【派遣期間】 3月27日～4月1日(実働期間)

【派遣人数】 2名

【活動内容】○モニタリング班

モニタリング車などに乗車して、所定のコースを巡回し現場測定や土・草などの試料採取

○分析班

モニタリング班が収集した試料の放射能等の分析

■第2陣 4月 9日～15日(実働期間) 2名

■第3陣 4月16日～22日(実働期間) 2名

■第4陣 4月23日～29日(実働期間) 2名

2 器材等

環境モニタリングに使用するモニタリング車(1台)(防災局所管)

3 支援物資

環境モニタリングに使用する以下の消耗品を提供。(防災局所管)

- ・綿くつ下(170足)
- ・綿手袋(456組)
- ・チオテック手袋(463組)
- ・吸収缶(マスクのフィルター)(40コ)

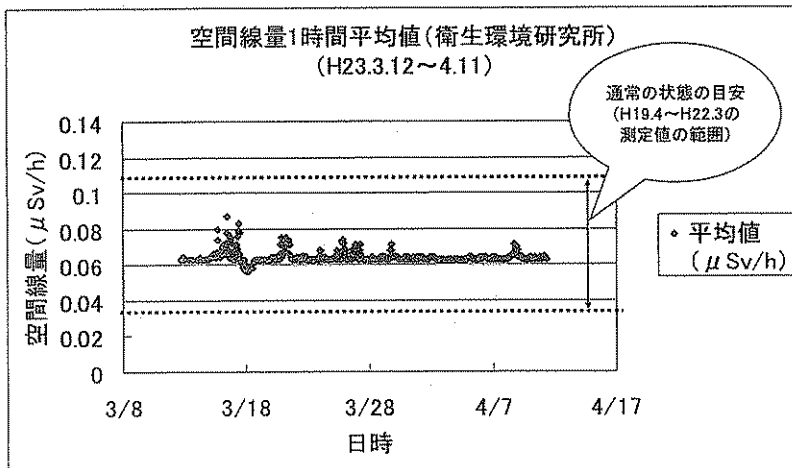
4 連絡窓口 福島県原子力災害対策本部 放射線班



(2) 県内の環境放射能測定値

- 県内の環境放射線量は、現在のところ大きな変動はない。
- 平成23年3月18日より毎日「降下物」(降水や降下してくる塵)、「上水」(蛇口水)の測定を行っているが、現在までのところ人工放射性核種(原子力発電や核実験などで生成される物質)は検出されていない。

測定場所: 東伯郡湯梨浜町南谷(衛生環境研究所)



※放射線量について
一般公衆の平常時の線量限度は、1,000 μ Sv/年と定められている。
湯梨浜町(衛生環境研究所)の測定値($\approx 0.06 \mu$ Sv/h)が年間続くとすると次式により、年間500 μ Sv強となる。
 0.06μ Sv/h \times 24時間 \times 365日
 $\approx 525.6 \mu$ Sv/年
なお、放射線従事者の線量限度は100,000 μ Sv/5年、50,000 μ Sv/年となっている。

(3) 島根原発に関する対応

1 中国電力への申し入れ

〔申入先〕 中国電力株式会社 山下取締役社長（※鳥取支社を通じて文書により申し入れ）

〔申入日〕 3月14日(月)

〔内 容〕

福島第一原発と同型の原子炉が設置されている島根原発の安全対策等について

- 福島原発事故原因等を踏まえた点検の実施
- 安全確保のための必要な対策の実施

【中国電力の対応】

○1、2号機の津波対策を一部実施・公表（1号機:3月17日、1、2号機:24日）

- ・使用済燃料プールへの代替注水手段の確保(対策済み)
- ・原子炉補機海水系ポンプ用予備電動機の確保
- ・高圧発電機車の確保(対策済み)
- ・原子炉建物及びタービン建物の扉の水密性確保による浸水防止対策
- ・高台(40m級)への緊急用発電機の追加設置
- ・津波被害を想定した訓練の実施(4月7日に社内訓練を実施) など

○津波による全電源機能喪失時の対策(必要な要員配置や資機材配備等)について、原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請(4月8日)

2 国への要望

(1)3月15日

【要望先】 内閣総理大臣、経済産業大臣あて（東京本部から要望書提出）

○福島原子力発電所の事故への適切な対応

福島第一原子力発電所の事故について、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)として、全力を挙げて適切な対策を講じ、早急に地域住民の安全の確保と不安解消を図ること。

○島根原子力発電所の点検等に関する指導等

福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、直ちに施設の安全性を点検し、必要な安全対策を実施するよう、国において中国電力株式会社へ厳正な指導等を行い、その状況について当県民にも情報提供すること。

○島根原子力発電所のEPZの拡大等

県民の安全を確保するため、島根原子力発電所のEPZの範囲を速やかに拡大するとともに、本県を同発電所に係る関係隣接県として取り扱い、十分な安全対策、情報提供等が行われるようにすること。

(2)4月20日

【要望先】 内閣府(特命担当大臣)、経済産業省原子力安全保安院(審議官)、外副知事及び防災監が要望

○原子力発電所における安全対策の強化について

- ・EPZをより広範かつ適切なものに拡大すること
- ・鳥取県を島根原子力発電所の関係隣接県として取り扱い、十分な安全対策、情報提供等が行われるようにすること
- ・原子力発電所における地震及び津波等に対する安全性向上に万全の対策を講じること
- ・島根原子力発電所について、直ちに施設の安全性を点検し、必要な安全対策を実施するよう、国において中国電力株式会社へ厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること

3 島根県等との協調行動

■島根原発周辺市町防災担当部長会議

- 1 日時 3月25日 16:00
- 2 場所 島根県庁講堂
- 3 出席団体(島根原発から30km圏内の自治体)
島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町
鳥取県、米子市、境港市
- 4 内容 ①福島第一原発の現状、②島根原発の当面の津波対策、③環境放射線の監視状況の情報共有等
→今後、両県、関係市町と情報交換・共同しながら国等への対応をしていくことを確認

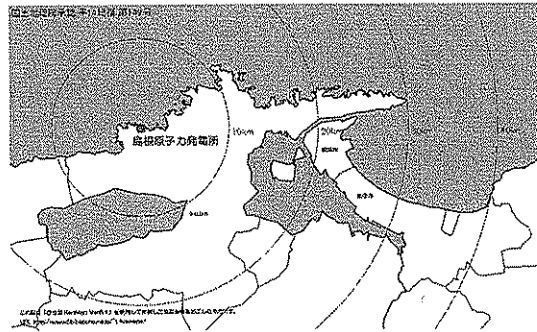
○4月11日 15:30

島根県危機管理監と鳥取県防災監がなるべく早い時期に関係市町と協議の場を設けることを再確認した。

4 島根原子力発電所避難計画の見直し

■第1回島根原子力発電所避難計画策定プロジェクトチーム会議の開催

- 1 日時 4月28日 14:00~15:00
- 2 場所 県災害対策本部室
- 3 出席者 県庁各局の次長等、西部総合事務所県民局
(オブザーバー参加)
米子市、境港市、各市町村、各総合事務所 他



5 関西広域連合の動き

■関西広域連合委員会

- 1 日時 3月29日 16:30
- 2 場所 兵庫県災害対策センター
- 3 出席者 井戸兵庫県知事(広域連合長)、仁坂和歌山県知事(副広域連合長)、嘉田滋賀県知事、橋下大阪府知事、
藤井鳥取県副知事、里見徳島県副知事
- 4 内容 東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案を決定
→原子力発電所の安全確保(EPZ、関係隣接都道府県の取り扱いの拡大)等

■国に対する緊急提案活動

3月29日の関西広域連合委員会で採択された緊急提案について、兵庫県東京事務所により、関係府省等に対する提案活動を開始(4月4日から) →鳥取県においては、4月6日に東京本部が本県選出国會議員へ情報提供

■電力事業者に対する原子力発電等に関する緊急申し入れ

- 1 日時 4月8日
- 2 申入先 関西電力、中国電力、四国電力
- 3 申入内容
○原子力発電所の一層の安全確保対策について
○原子力災害対策のための体制整備について
○自然エネルギー導入への積極的な取組について
- 4 各電力会社への申し入れ
○鳥取県からは中国電力本社において申し入れ
【申入者】企画部長、防災監
【対応者】中国電力 常務取締役、担当部長、鳥取支社長
【中電回答】
・現在考えられる島根原発での対策に既に取りかかっている。
・今後の国レベルでの見直しや検討結果等を踏まえ事業者として取組むべき課題に真摯に対応する 等

※関西電力へは井戸兵庫県知事(広域連合長)、嘉田滋賀県知事、山田京都府知事ほかから、四国電力へは徳島県県民環境部長から、それぞれ申し入れ。

関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっている。また、東京電力福島第一発電所で発生した原子力災害においては、住民の被ばく、農作物の汚染など、周辺環境に重大な被害を与えている。

この大災害に対し、関西広域連合は、被災の一日も早い復旧・復興を心から願い、16 年前の阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、構成府県が一丸となって、被災地への支援に取り組んできた。今後とも、必要な支援はもとより、関西広域連合として適切な助言や提案を継続していく。

1 関西広域連合委員会の開催

関西広域連合構成府県の知事等が集まり、構成府県が有する資源を集約して迅速かつ効果的に、大きな被害を受けた 3 県を中心に支援していく方策を協議

(1) 第 4 回関西広域連合委員会（平成 23 年 3 月 13 日開催）

「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」を発出し、カウンターパート方式による支援及び各被災県に現地連絡所を開設して被災地のニーズを集約することを表明

【カウンターパート方式】

| 被災県 | 応援府県 |
|-----|-------------|
| 岩手県 | 大阪府、和歌山県 |
| 宮城県 | 兵庫県、鳥取県、徳島県 |
| 福島県 | 滋賀県、京都府 |

【支援する内容】

- ① 被災地対策
- ② 支援物資等の提供
- ③ 応援要員の派遣
- ④ 避難生活等の受け入れ

(2) 第 5 回関西広域連合委員会（平成 23 年 3 月 29 日開催）

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案の取りまとめ等を行った。

- ① 関西広域連合からの緊急声明（第二次）の発出（被災県・市町村への応援要員の派遣、阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導、被災者受入体制の充実）
- ② 国への緊急提案の取りまとめ
- ③ 被災地域の産業活動支援に関するメッセージの発出
- ④ 関西経済・観光の維持振興にかかる申し合わせ事項の確認
- ⑤ 原子力発電等に関して、関西電力、中国電力、四国電力（すべて 4 月 8 日に申入）へ申し入れることの確認
- ⑥ 被災地外の被災者登録制度実施の申し合わせ
- ⑦ 被災者支援システムの被災地での普及の申し合わせ

2 現地連絡所の設置・充実

(1) 設置場所・時期

| 被災県 | 設置場所 | 設置時期 | 担当府県 |
|-----|-----------|----------------|-------------|
| 岩手県 | 岩手県庁内 | 3月14日(月) 17:00 | 大阪府、和歌山県 |
| 宮城県 | 宮城県庁内 | 3月14日(月) 10:30 | 兵庫県、鳥取県、徳島県 |
| 福島県 | 会津若松合同庁舎内 | 3月16日(水) 9:30 | 滋賀県、京都府 |
| | 福島県庁内 | 3月16日(水) 13:00 | |

※ 各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所・用品は各府県で確保

※ 福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

(2) 業務内容

阪神・淡路大震災の経験から、支援を受け入れる各被災県の災害対応に負担をかけないことを旨とし、以下の支援活動を行う。

- ① 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認、各被災県と受け入れ拠点から被災地への物資の輸送調整等を実施。
- ② 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告。
- ③ 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告。
- ④ 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う。

(3) 現地連絡所の充実

| 被災府県連絡所 | 内容 |
|----------|--|
| 宮城県現地連絡所 | 甚大な被害を受けた市町を支援するため、現地支援本部にするとともに、3月23日から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）を設置 |
| 岩手県現地連絡所 | 岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実 |
| 福島県現地連絡所 | 当面は福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持 |

3 支援の実施

(1) 人的支援

| 区分 | 延べ派遣人数 (3/11-4/24) | 派遣人数 (4/24) |
|-------------------|--------------------|-------------|
| 警察部隊 (広域緊急援助隊含む) | 35,585名 | 1,175名 |
| 緊急消防援助隊の派遣実績 | 7,289隊 | 6隊 |
| DMA Tの派遣実績 | 283隊 | 3/22 派遣終了 |
| 日本赤十字社の医療救護班の派遣実績 | 2,678名 | 30名 |

○構成府県から職員派遣実績

| 区 分 | 延べ派遣人数 (3/11-4/24) | 派遣人数 (4/24) |
|------------------------|---------------------|-------------|
| 支援連絡要員の派遣実績 | 1,130名 | 26名 |
| 避難所での健康対策等 (歯科医師等) | 3,395名 | 75名 |
| 避難所運営支援 | 1,984名 | 53名 |
| 救護所等の医療支援 (医師等) | 3,189名 | 84名 |
| 被災住宅対策 | 302名 | 8名 |
| 給水対策 | 給水車 49 台、305 名 | 給水車 1 台、2 名 |
| 教育対策 (学校避難所運営、こころのケア等) | 303名 | 12名 |
| その他 (し尿処理支援等) | 車両 7 台、3,625 名 | 84名 |
| 合 計 | 車両 56 台、人員 14,233 名 | 344名 |

(2) 物的支援

【4月24日現在 (主なものの累計)】

| 送付内容 (主なもの) | | | | | |
|-------------|-----------|---|--------------|---------|---|
| アルファ化米 | 259,311 | 食 | 乾パン | 187,311 | 食 |
| 即席麺 | 127,845 | 食 | 飲料水 | 444,837 | 本 |
| その他飲料 | 62,814 | 本 | 簡易トイレ (屋外設置) | 490 | 台 |
| 簡易トイレ (簡易式) | 20,732 | 台 | 小児用おむつ | 498,095 | 枚 |
| 大人用おむつ | 254,807 | 枚 | 整理用品 | 625,572 | 枚 |
| マスク | 3,249,920 | 枚 | 医薬品 | 3,744 | 箱 |
| 医療資機材 | 11 | 箱 | 乳児用調整粉乳 | 3,148 | 缶 |
| 離乳食 | 34,860 | 食 | ほ乳瓶 | 2,204 | 個 |
| 毛布 | 63,581 | 枚 | カイロ | 285,553 | 個 |
| ブルーシート | 4,890 | 枚 | 飲料用ポリタンク | 51,850 | 個 |
| 飲料水用ポリ袋 | 20,525 | 袋 | 土嚢袋 | 76,620 | 袋 |
| 文房具等 | 70,927 | 点 | | | |

(3) 避難者の受入

① 一時遠隔避難所の設置について発表 (3月18日)

- ・ 空き校舎、空き公営住宅を避難所として活用することを検討
- ・ 受入人数は数万人規模とすることで調整を行う

② 避難者受入実績数

(4月21日現在)

| 区 分 | 受 入 内 容 |
|------------------|--------------|
| 公営住宅等 | 509世帯 1,617人 |
| 府県・市町村職員住宅等 | 27世帯 95人 |
| 民間住宅等 | 44世帯 132人 |
| 一時避難所 | 27世帯 62人 |
| 入院患者 (透析患者を除く) | 2人 |
| 高齢者関係施設 | 2人 |
| 学校 (幼児・児童・生徒転入学) | 316人 |

4 国への提言等

(1) 関西広域連合からの提言等

| 提案等名 | 提出先 | 概要 |
|---------------------------------------|---|--|
| 東日本大震災に関する緊急提案 (H23. 4. 4) | 内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣等 | 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、被災地、被災者の実状に応じたきめ細やかな支援が行われるよう、全 76 項目を緊急提言 (項目) ・被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言 ・住宅、産業復興、インフラ整備に係る緊急 3 ヶ年計画の策定 ・地域主体の復興推進のしくみづくり ・復興基金の早期創設 等 ・福島原発事故への対応 ・津波対策の総合的な推進 |
| 農畜産物等食の安全確保策等について (H23. 4. 4) | 内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣等 | 東京電力福島第一原子力発電所事故による一部の農畜産物の出荷制限について、判断基準が必ずしも明確でない等による、買い控え、諸外国の過剰反応が生じていることに対し、7 項目を緊急提言 (項目) ・速やかな食品衛生法上の基準値の設定、 ・食品や農畜産物の計画的検査と結果公表 ・出荷制限に係る判断基準の明確化 ・風評被害の防止 等 |
| 原子力発電等に関する緊急申し入れ (H23. 4. 8) | 関西電力、中国電力、四国電力 ※ 井戸連合長、嘉田知事、山田知事等から関電八木社長に申し入れ | 東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を受け、関西における立地地域への影響等を考え、住民が信頼できる原子力災害対策や中長期的な自然エネルギーの供給について、7 項目を申し入れ (項目) ・原子炉冷却のための電源対策など冷却手段の確保対策 ・モニタリングポストの設置等監視体制強化 ・地域防災計画の見直し検討にあたっての積極的な情報提供 ・自然エネルギー導入への積極的な取組 |
| 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望 (H23. 4. 19) | 観光庁長官 ※ 山田知事から溝畑長官に手交 | インバウンド観光、国内観光が自粛ムードの中で、「当面の観光に関する取組について」(観光庁長官通知)を受け、より積極的な取組を求め、3 項目を要望 (項目) ・国内各地での観光キャンペーンの積極的な展開 ・海外での積極的なプロモーション(海外メディアのファムトリップ等) ・訪日外国人旅行者の安心感のための正確でわかりやすい情報発信 |

(2) 関西広域連合への提言

| 提言名 | 提言元 | 概要 |
|-------------------------------------|---|--|
| 東日本大震災からの日本再生への緊急提言 (H23. 4. 20) | 京都、大阪、神戸 3 商工会議所 ※ 立石会頭(京都)、大橋会頭(神戸)等が井戸連合長に提出 | 東日本大震災を受け、日本全体に危機が陥る中、関東圏と関西圏による国土の双眼構造の構築をはじめ、日本再生のため、4 項目を緊急提言 (項目) ・首都機能の双眼化に向けた受け皿となる機能充実 ・関西での非常時における危機管理体制の構築や原子力発電の安全性の確保 ・食品や工業製品に対する風評被害への対応、インバウンド観光の推進 ・関西が日本経済の支えを行う関西から元気を発信 |

5 活動概要の主なもの（時系列）

| 実施日 | 内 容 |
|----------|--|
| 3月13日（日） | 第4回広域連合委員会開催（再掲） |
| 3月14日（月） | 関西広域連合岩手県現地連絡所、宮城県現地連絡所設置（再掲） 関西広域連合構成府県の被災地支援状況を取りまとめ記者発表を開始 |
| 3月16日（水） | 広域防災局の体制強化 関西広域連合福島県現地連絡所設置（再掲） 府県営住宅の提供可能数等について被災3県に提示 |
| 3月18日（金） | 一時遠隔避難所設置について発表（再掲） (全国知事会が救援物資送付先、被災県の割り振りを決定) 広域防災局の組織強化として、災害対策課、被災者支援課、訓練課を新たに設置 |
| 3月19日（土） | 宮城県内被災地を井戸広域連合長が視察 |
| 3月22日（火） | 関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置に伴う先遣隊が気仙沼市、石巻市及び南三陸町に出発 |
| 3月23日（水） | 関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置（再掲） |
| 3月26日（土） | 「阪神・淡路大震災 災害対策事例集（応急・復旧対策編）」を作成し、宮城県、岩手県、福島県に提供 第2回関西広域連合広域防災局参与会議開催 |
| 3月28日（月） | NHK テレビ「クローズアップ現代」で関西広域連合の被災地支援の取り組みが放映される。 |
| 3月29日（金） | 第5回広域連合委員会開催（再掲） |
| 4月1日（金） | 岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実（再掲） |
| 4月4日（月） | 農畜産物等食の安全確保等について国に緊急提案（再掲） |
| 4月8日（金） | 被災3県に被災者登録制度の協力依頼文書発出 関西電力、中国電力、四国電力に対し、原子力発電等に関する緊急申し入れ（再掲） |
| 4月19日（火） | 「復興を支えるための観光推進に関する緊急要望」を環境庁長官に提出（再掲） |
| 4月20日（水） | 京都、大阪、神戸の3商工会議所から連合長充て「東日本大震災からの日本再生への緊急提言」を受ける。 |

【参考：東日本大震災の概要】

(1) 地震の概要 (気象庁)

- ① 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- ② 震央地名 三陸沖 (北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)
- ③ 震源の深さ 24km
- ④ 規模 モーメントマグニチュード9.0
- ⑤ 各地の震度 (最大震度6弱以上)
震度7 宮城県北部
震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

⑥ 津波

3月11日14時49分津波警報 (大津波) を発表 ※現在は津波注意報も解除

津波の観測値 (検潮所)

| | | | |
|---------|-----|-------|-------------------|
| ・えりも町庶野 | 最大波 | 15:44 | 3.5m |
| ・宮古 | 最大波 | 15:26 | 8.5m以上 |
| ・大船渡 | 最大波 | 15:18 | 8.0m以上 |
| ・釜石 | 最大波 | 15:21 | 4.1m以上 |
| ・石巻市鮎川 | 最大波 | 15:25 | 7.6m以上 |
| ・相馬 | 最大並 | 15:51 | 9.3m以上 (機器計測の最大値) |
| ・大洗 | 最大波 | 16:52 | 4.2m |

※ 津波高の最高値は18.3m (女川町)、遡上高では、37.8m (宮古市) (新聞報道より)

(2) 被害の状況 (平成23年4月25日17:00緊急災害対策本部資料より)

- ① 人的被害 (死者14,340名、行方不明者11,889名、負傷者5,314名)
- ② 物的被害 (全壊68,237戸、半壊25,563戸、一部損壊214,640戸)

(3) 被災者支援の状況 (平成23年4月25日17:00緊急災害対策本部資料より)

- ① 避難者 130,927名
- ② 応急仮設住宅の着工戸数
16,445戸着工済み (うち2,396戸完成)、221戸着工予定
※ 概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給予定
- ③ 被災者の救助
救出等総数 26,708名

(4) ライフラインの復旧状況 (平成23年4月21日被災者生活支援特別対策本部事務局資料より)

- ① 電気 東北3県の停電戸数は、約274万戸 (3月11日) から約15万戸 (4月20日16時) に減少 (岩手県約2.8万戸、宮城県約8.3万戸、福島県約3.5万戸)。
- ② ガス 都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸 (3月11日) から約4千戸 (4月21日17時) に減少。LPガスの供給停止戸数は、約166万戸 (3月11日) から約10万戸 (4月21日17時) に減少。
- ③ 水道 これまで復旧した総数は約220万戸。5県で約9万戸が断水 (岩手県約2.5万戸、宮城県約5.1万戸、福島県約0.6万戸)。

(5) がれき処理状況 (平成23年4月21日被災者生活支援特別対策本部事務局資料より)

岩手県では沿岸12市町村 (計78箇所)、宮城県では33市町村 (計103箇所)、福島県では20市町村 (計75箇所) において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では10市町、福島県ではいわき市・相馬市等で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|----------|
| 項 目 | ①物的支援 |
| 部 局 | 災害支援対策本部 |

1 現 状

(1) 県・市町村の備蓄物品等

備蓄物資（毛布、食料、生活物資等）、県調達物資（ティッシュ、歯ブラシ等及び土のう袋）10tトラック15台分を宮城県へ搬送。（3月13日～4月14日）

(2) 県民の方から提供された救援物資

3月18～25日まで各総合事務所・市町村で受け付けた救援物資のうち、10tトラック7台分を、宮城県へ搬送。（3月22～29日）

【主な物資の受付及び搬送状況】

| 3月31日現在 | 受付量 | 搬出量 |
|------------------|---------|---------|
| 救援物資提供者総数：6,670人 | | |
| カップ麺 | 22,795個 | 22,795個 |
| 水(20) | 15,268本 | 13,730本 |
| 粉ミルク | 2,037個 | 2,037個 |
| 紙おむつ(幼児用) | 4,297袋 | 3,284袋 |

(3) 企業等から申し出があった救援物資等

県民の方からの提供の他に、企業等からまとまった量の救援物資の提供があり、このうち一部の物資を自衛隊（美保基地からの航空便）の協力で搬送済み。

【主な物資】

- ・搬送済み物資 : 大豆水煮、水、菓子、ローヤルゼリー
- ・搬送調整中の物資 : フリーズドライの雑炊(一部搬送済み)

2 対応状況

○現地の支援ニーズの変化への対応

- ・全国から物資が集まる宮城県集積センターから、各避難所に物資がなかなか行き渡らない状況に対し、4月6日に公用車ライトバンを現地へ派遣し、小回りのきく物資輸送を実施。
- ・職員災害応援隊が入っている避難所間の連絡調整に公用車ライトバンを利用することにより、現地連絡員や応援隊長が、各応援職員からの『現場の声』を把握。

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|-----------|
| 項 目 | ②人的支援 |
| 部 局 | 総務部、福祉保健部 |

1 現 状

(1) 職員派遣関係 (派遣延べ人数 286人 (5月9日現在))

| 区 分 | 派遣先 | 派遣人数 | 派遣期間等 | 摘 要 |
|--------------------------|------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 災害応援隊 | 宮城県 石巻市 | 30人 (県 15 人 市町村 15 人) | 3月22日～ 2週間交替 | 14箇所の避難所に2 人ずつ配置(4/27～ 11箇所に変更) |
| 保健師 | 宮城県 石巻市 | 4人* | 3月15日～(厚労省要請) 1週間交替 | 第4班、第11班には医師 1が同行 |
| 医療救護班 (医師、看護師等) | 宮城県 | 4人 | 3月20日～ 1週間交替 | 鳥大附属病院、中央病 院、厚生病院の交代制 |
| 関西広域連合現地連 絡所連絡調整員 | 宮城県 | 4人* | 3月15日～ 2週間交替 | |
| 放射能環境モニタリング 専門家(衛生技師) | 福島県 | 2人 | 3月26日～(文科省、福島県 要請) 1週間交替 | モニタリング車同行 |
| 児童心理司 児童福祉司 | 宮城県 | 3～4人* | 4/4～(厚労省要請) 1週間交替 | |
| 指導主事(教員) | 宮城県 石巻市 | 2人 | 4月12日～ | |

*派遣人数には運転士を含む。

(2) 災害ボランティア関係

○鳥取県市民活動・ボランティアセンター(鳥取県社会福祉協議会)で事前登録を受付中

①被災地災害ボランティア 185人登録(5月2日 17時現在)

②県内一時遠隔避難所の生活支援ボランティア 94人登録(5月2日 17時現在)

○「鳥取県災害ボランティア隊」を石巻市へ派遣

【第1陣】

①活動期間 4月5日(火)～9日(土)(実働 4月6日(水)～8日(金)の3日間)

②派遣人員 28人(事前登録者26人、県社協職員1人、県職員1人)

③活動内容 被災家屋等(石巻駅前商店街)の片付け、清掃、泥だし等

【第2陣】

①活動期間 4月18日(月)～22日(金)(実働 4月19日(火)～21日(木)の3日間)

②派遣人員 45名(事前登録者41名、県社協職員2名、県職員2名)

③活動内容 被災家屋等(石巻駅前商店街)の片付け、清掃、泥だし等

※現地では、家屋・店舗の泥出し、家具搬出など、人力が必要な作業について多大なニーズあり
(石巻市災害ボランティアセンターには、現在、多くのボランティアが集まりつつある状況)

2 対応状況

(1) 職員派遣関係

○今後の職員派遣要請(各種専門職、一般行政)への対応

全国知事会及び関係省庁からの職員派遣可能人数の照会及び派遣要請に対して、全国知事会、
関西広域連合及び県内市町村との調整により対応する。

○避難所運営にかかる市役所との役割分担

職員を派遣している神奈川、北海道、兵庫と連絡会議を開催し、避難所運営に係る意見を調
整した上で、石巻市の担当課と情報共有及び調整を実施。

○派遣職員(災害応援隊)の勤務条件

避難所毎の配置職員数を調整した勤務体制を実施。

(2) 災害ボランティア関係

○個人、団体が現地入りしてボランティア活動を行うために必要な情報を発信(県社協)

<ボランティア受入状況、ライフライン、ボランティア活動に必要な準備、移動手段、現地ボ
ランティアセンターでの受付・活動の流れなど>

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|--------------------|
| 項 目 | ③-1 避難者の個別受入れについて |
| 部 局 | 災害支援対策本部、企画部、生活環境部 |

1 個別に避難された方の受入れ状況

○39世帯 101人の方が本県に避難（5月6日15時現在、県で把握できた方）

【内訳】○県営住宅・市営住宅へ避難 11世帯 39人
 宮城県（3世帯9人）、福島県（6世帯21人）、茨城県（1世帯6人）、岩手県（1世帯3名）
 ○親族等の民家等へ避難 28世帯 62人
 福島県（17世帯46人）、千葉県（3世帯7人）、岩手県（1世帯2人）、宮城県（2世帯2人）
 秋田県（1世帯1人）、栃木県（1世帯1人）、神奈川県（1世帯1人）、不明（2世帯2人）

※上記の他、1世帯3名（岩手県）の県営住宅への受入れについて、移動方法、入居日等を調整中。

※上記の内、福祉施設等の利用

○福祉施設への入所：1件1人 ○小規模多機能型居宅介護施設の利用：1件1人

2 個別に避難される方の受入れ体制の状況

①被災者受入支援総合相談窓口

3月18日に設置して以来、5月6日15時現在までの相談件数は延べ110件

②住宅相談窓口

3月18日に設置して以来、5月6日15時現在までの相談件数は延べ40件

③受入れ可能な県内旅館ホテル

鳥取県に避難された方が、県営住宅等に入居されるまでの間の一時的な宿泊が可能な
 県内旅館・ホテルの数は、106館 580室（4月22日現在）

④被災者向け住宅戸数の残戸数状況

被災者向け住宅戸数 約1400戸を確保しており、このうち個別避難者用は 約530戸
 （内訳：公営住宅・職員住宅127戸、空き家バンク等約400戸）

⑤生活用品の準備

県営住宅、県職員住宅等に入居される被災者の方が支障なく生活ができるよう当面必要となる生活用品、
 生活用品を準備するため、現在、県民の皆さんから提供可能な生活用品の事前登録を受付け（3月22日
 （火）～4月28日（木）：終期を3月31日から延長）

→ 県営住宅だけでなく、市町村営住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅に入居者にも提供（予定）

【5月5日現在の登録状況】 109名 634件

（東部59名 141件、中部16名 91件、西部34名 402件）

3 東日本大震災避難被災者生活支援金制度の創設

東日本大震災で被災した方々が、被災地から避難して本県に居住された場合に、当面の生活費を民間の寄付
 と県費をあわせた形で支援金として支援することで、その方の生活再建を支援する。

（4月14日（木）より申請受付開始）

【対象者】

①又は②の世帯（者）で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）
 または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）

①東日本大震災により従来住んでいた住宅が全壊又は半壊等の被害を受け居住出来なくなった世帯（者）
 ②福島第一、第二原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった地域に居住していた世帯（者）

【支給額】

1世帯につき30万円（単身者15万円）

ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は1世帯につき20万円（単身者の場合は10万円）

【支給決定状況】

14件 2,950千円（5月2日現在）

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|----------------------|
| 項 目 | ③-2 避難者の集団受入れについて |
| 部 局 | 災害支援対策本部、福祉保健部、生活環境部 |

1 現 状

(1) 被災者の避難受入れプラン

- 「避難される方に応じた3つのプラン」を3月25日、「就学児童・生徒の就学経費支援、避難者の就業支援プラン」を3月31日に宮城県庁へ提示。
- 宮城県庁では各府県のプランを関係市町村へ送付し、市町村・被災者の方へ避難に関する情報を提示するとともに、アンケートにより避難の意向を確認しているところ。
 - 《現地の状況：宮城県庁職員から本県現地連絡員が聞き取り》
 - ・全体的な感触としては、仕事や子供の学校の関係から地元で頑張りたいという気持ちが強く、避難するにしても近隣の市町という意向が強い
 - ・漁村地域は地元への愛着が強く、新興住宅地はそうでもない等、地域によっても被災者の考え方が大きく違うのも実状

(2) 被災者の受入れ体制の状況

①小コミュニティ受入れ型プラン

- 1次施設・・・10戸程度が一時的に宿泊が可能な県内旅館・ホテルの数は、31館
- 1次施設・・・県立高校のセミナーハウスの利用

| 施 設 名 | 受入可能人数 | 準 備 状 況 |
|-------------|--------|---|
| 鳥取西高セミナーハウス | 26人 | ・必要となる生活用品等についてリストアップ済み ・受入れ決定後、遅くとも7日以内に開設（セミナーハウス） |
| 倉吉西高セミナーハウス | 30人 | |
| 米子西高セミナーハウス | 26人 | |
| 職員住宅独身寮 | 18人 | |

- 2次施設・・・県職員住宅・県営住宅等の利用
対応可能戸数は 860戸（3月31日現在）
（内訳）県職員住宅・公営住宅 122戸、雇用促進住宅738戸

②一時遠隔避難所型プラン・・・学校の体育館等の利用

| 施 設 名 | 受入可能人数 | 準 備 状 況 |
|--------|--------|--|
| 鳥取商業高校 | 112人 | ・必要となる生活用品等についてリストアップ済み ・受入れ決定後、7日程度で開設（鳥取湖陵高校） |
| 鳥取湖陵高校 | 64人 | |

③福祉・医療・要援護者受入れ型プラン・・・社会福祉施設等の利用

社会福祉施設等：414人、医療機関：約200人（入院：約180人、通院：約20人）

(3) 雇用の受け皿の状況 ※個別受入れの避難者の方にも適用

- 本県に避難される方が安心して生活していただけるよう「鳥取型雇用の受け皿プラン」により支援
 - ①県の非常勤職員として雇用
 - ②県・市町村の非常勤職員として雇用
 - ③県内の農業法人等で職員として雇用
 - ④県とハローワークが連携した避難者就業支援

2 対応状況

(1) 避難所開設に必要な物資の調達

- ・全国的に需要が高くなっている避難所開設に必要な物資については、備蓄を再確認するとともに、避難所開設に必要な最低限の物資を短期間で調達できるようにあらかじめ納品業者に要請している。

(2) 避難所の管理運営体制

- ・避難者の健康状態や障がいに応じたケアを行うため、避難者名簿の事前入手により適切な避難所の割り振り及びケア体制を整備。
- ・避難者の自立を支援するため、避難者による自主的な避難所運営を目指し、開設後の段階に応じた避難所運営に携わる自治体職員からの働きかけを実施。
- ・復旧状況等の被災地情報を提供するため、被災地の新聞や市町村からの情報の掲示、被災地の市町村職員の定期的な本県への訪問を実施。

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|----------------|
| 項 目 | ④避難児童・生徒の受入れ支援 |
| 部 局 | 教育委員会 |

1 現 状

(1) 被災地から避難してきた児童・生徒の入学・転入学・編入学の対応

○高校生 : 転居先が決定した後、県教育委員会が本人や保護者等との面談を行い、受入れ校を決定

○小・中学生: 転居先が決定した後、転居先の市町村教育委員会が受入れ校を決定

【入学決定者の人数(4月22日現在)】

23人 (内訳: 小学校12人、中学校6人、高等学校5人)

(2) 入学等をした児童・生徒の教科書・学用品・通学用品

①県立高等学校・県立特別支援学校の高等部

| 区 分 | 対 応 方 針 |
|-------------------------------|--|
| 教科書・副読本・その他の教材 | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 |
| 制服・体操服・上履きなど各学校で揃える物 | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○他の生徒と異なる物でも可(各学校に柔軟な対応をするよう周知徹底) |
| その他の学用品・通学用品 (カバン・自転車・傘など) | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○足りない場合は生活福祉資金等で対応 |

②県立特別支援学校の小学部・中学部

| 区 分 | 対 応 方 針 |
|-------------------------------|---|
| 教科書 | ○無償給与 |
| 副読本・その他の教材 | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 |
| 制服・体操服・上履きなど各学校で揃える物 | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○他の児童・生徒と異なる物でも可(各学校に柔軟な対応をするよう周知徹底) |
| その他の学用品・通学用品 (カバン・自転車・傘など) | ○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○足りない場合は生活福祉資金等で対応 |

③市町村立小学校・中学校・特別支援学校

市町村教育委員会に対し、「県立特別支援学校の小学部・中学部」と同様の対応を依頼

(3) 被災して保護者を亡くすなどした児童・生徒への支援

本県内に避難し、本県内の学校等に入学・転入学・編入学する児童・生徒に対して、入学支度金を支給する制度を創設(3/31に高校生1名に20万円を支給)

【支給額】

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部) | 1人当たり 10万円 |
| 高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校 専修学校(高等課程) | 1人当たり 20万円 |

2 対応状況

受け入れる児童・生徒については、一人一人の状況が異なることから、ケース・バイ・ケースの適切な対応が必要であり、場合によっては、臨床心理士資格を持った教育相談員が対応している。

被災地への支援の対応状況

| | |
|-----|---------------|
| 項 目 | ⑤避難者の雇用支援について |
| 部 局 | 防災局、商工労働部 |

1 現状

- (1) 県の非常勤職員（被災地支援業務に従事、半年間程度）として雇用（5/16～11/14）
 - 本庁3名、東・中・西部総合事務所各1名について、県HP及びハローワークで募集（4/13～22）
 - 採用実績 本庁1名、中部1名、西部1名 ※他に、1名は辞退（中部）
- (2) 緊急雇用基金を活用して被災者を県・市町村の非常勤職員として雇用
 - 3月31日現在、県における非常勤職員雇用可能人数は 13名。
統轄監1名、企画部2名、生活環境部1名、商工労働部3名、農林水産部3名、日野総合事務所1名
教育委員会2名
- (3) 県内の農業法人等への就業支援
 - ・3月31日に被災者受入プランとして宮城県に提示。
 - ・4月8日に宮城県に設置された「東日本大震災早期営農再開支援センター」（被災農業者に対して県内外の受入情報を提供して速やかな営農再開を総合的に支援するもの）に、本県の農業受入プラン資料を4月9日に提供。
 - ・県が市町村等を通じて地元農業法人等の情報をすでに来県されている被災者に対して個別に提供。
→現時点では農業法人等における就業について被災者及び市町村等から具体的な要望を聞いていない。
 - ・既存の農林水産就業サポート事業の要件を大幅緩和し、被災者向けに特例を設けて対応。
（4月11日付で関係機関に農林水産部長通知を发出）
 - ・農業法人等への就業に関する情報を、すでに各総合事務所でおこなっている被災者への総合支援に加え、生活支援とあわせたパッケージで対応する。
- (4) 県とハローワークが連携した避難者就業支援
 - 鳥取労働局では、県内各ハローワークに「東日本大震災特別相談窓口」を（3月22日から）開設して、職業相談、雇用保険相談、住宅相談等を実施中。
 - 東日本大震災による採用内定取消しなどの学生・生徒向けの特別相談窓口を「鳥取新卒応援ハローワーク（ヤングハローワークとっとり内）」を開設して、採用内定取消しの回避に努めるとともに、学生・生徒等の希望を踏まえた今後の就職等に関する必要な支援を行っている。
【相談の状況】（4月1日現在）
①相談件数 ・事業所から：30件 ・労働者から：0件 ・被災者から：17件
【ハローワークへの求人・求職状況】（4月8日まで）
①求人関係（被災者用）： 求人受理事業所数6社、求人数12人
②求職関係：求職件数15人、紹介件数10件、就職者数0人
 - 県内企業による被災者向けの求人情報を被災者に提供
被災者受け入れプランと合わせ、ハローワークが把握している求人情報を被災者に提供
→ 職員災害応援隊に「鳥取県への避難をお考えの皆様へ」（チラシ）と求人情報を配布（4/14～）
 - 求人開拓員によるきめ細かな就労マッチングの支援
県求人開拓員（本庁、中部県民局、西部県民局に各2名）を活用し、緊急雇用基金を活用した県非常勤職員の雇用など、ハローワークと連携して、避難者に対するきめ細かなマッチングの支援を実施。
 - 全国的なネットワークによる就業支援
被災者への全国的なネットワークによる就職支援体制の整備のため、国の出先機関、県、商工団体、労働組合等で構成される「日本はひとつ」しごと協議会が全国に設置される。鳥取県でも、4月21日に第1回会議が開催。

2 対応状況

- (1) 県の非常勤職員（被災地支援業務に従事、半年間程度）として雇用
 - 対象者は災害救助法適用地域に所在する事業所を離職された方又は当該地域に居住されていた方で鳥取県内に避難された方としているが、証明するものを持ち合わせていない方も予想されるため、当面は、本人の自己申告で対応。
- (2) 緊急雇用基金を活用して被災者を県・市町村の非常勤職員として雇用
 - 今後、避難状況に応じて雇用可能人数の掘り起こしを行っていく。